

(様式 2)

「桐生市地域防災計画（修正案）」に対する意見提出手続の結果

- 1 意見の募集期間 令和7年7月1日（火）～令和7年7月31日（木）
- 2 意見の提出者数 1人（直接0人、郵送0人、ファクシミリ0人、電子メール1人）
- 3 意見の件数 9件
- 4 担当部課 共創企画部 防災・危機管理課
電話 (0277) 46 - 1151（直通）
ファクシミリ (0277) 43 - 1001
電子メール bosai@city.kiryu.lg.jp

5 提出された意見の要旨と考慮の結果

(1) 桐生市地域防災計画（修正案）についての意見

番号	意見の要旨	考慮の結果（意見に対する市の考え方）
1	風水害・雪害対策編・予-15 震災対策編・予-26 学校等が保護者との間で、災害時における児童生徒等の保護者への引渡しに関するルールは、桐生市立の学校園に関しては桐生市及び桐生市教育委員会の管下であることから「定めるもの」とし、県立、私立学校に関しては「あらかじめ定めるよう促すものとする。」と記載すること。 また市立学校での校外学習、修学旅行、部活動等で市外や県外での活動時に市内で大規模災害が発災した場合に保護者への引き渡しルールについて研究することや学校、教育委員会、災害対策本部の対応について研究、訓練することを記載すること。	就学時間中に災害が発生した場合、学校から保護者への児童生徒の引渡し及安全かつ適切に行われることが重要となり、平時より引渡し訓練を実施するなど、各学校で対応を図っております。また、校外学習、修学旅行など市外での活動時に市内で災害が発生した際の対応についても一義的には各学校において定めておくべきものと考えられますが、個々のケースへの対応方針については状況に応じて災害対策本部の決定等に沿って行っていくことになると考えています。その際には学校、保護者、災害対策本部等の関係者間の密な連携が求められます。今回、この件について計画の修正は行いませんが、貴重なご意見として今後の参考にさせていただきます。
2	風水害・雪害対策編・予-23 震災対策編・予-14 年度末閉庁後、3月31日深夜や新年度直後に発災した場合の動員計画について、人事異動対象者の対応や体制整備を図ることを記載する。	現在、桐生市では、年度末から次年度当初にかけて人事異動があった者の参集・動員等について特段の定めはありません。例えば年度末日の閉庁後に発生した災害については旧年度の体制、年度初日の開庁前に発生した災害については新年度の体制により対応することが基本となりますが、例えば年度末日から次年度初日にかけて当該事案が継続するケースなども想定され、特段の体制が必要になる場合も考えられます。
3	震災対策編・応-10 年度末閉庁後の時間外や4月1日以降に震度5弱以上の地震が発生した場合の初動体制について、人事異動者の初動や新年度の体制が決定するまでの間の対応について記載すること。	いずれにしても臨機応変な対応が求められることになるので、計画の中に規定を設けず災害対策本部の決定等に沿って対応していくことになると考えています。

4	風水害・雪害対策編・予-26、27 震災対策編・予-17、18 本庁舎、桐生市市民文化会館が使用不可能になった場合も想定し第3の候補も検討し記載する。 また災害対策本部を桐生市市民文化会館に設置する訓練等を実施することを記載する。	ご指摘のとおり、桐生市市民文化会館が使用不可となる場合も考えられます。そのような場合には、他の市有施設の中から拠点として活用できる場所を選んで本部として活用することになります。災害対策本部は、市の災害応急対策実施の中核拠点としての機能を果たすべきであることから、建物の立地条件、延床面積、構造などを総合的に勘案して選定する必要があります。 今回、本部設置場所に関する計画の記載は変更しませんが、引き続き本庁舎に最も近い市民文化会館を代替拠点として位置付け、さまざまな事態を想定した訓練を適宜実施するなかで、状況に応じた柔軟かつ適切な対応を行えるよう備えていきたいと考えています。
5	風水害・雪害対策編・予-28 震災対策編・予-19 1 救助・救急活動体制の整備 市有施設解体時に桐生市消防本部・消防団や県警察及び自衛隊等と合同で解体する施設で実践的救助・捜索訓練を行えるように努めることを記載すること	いただいたご意見の内容については、計画の中に記載はありませんが、市有施設解体時には訓練を行っております。 貴重なご意見として、今後の参考にさせていただきます。
6	風水害・雪害対策編・予-29 震災対策編・予-20 (7) 災害医療の研究 新型インフルエンザ等対策特別措置法で想定されている致死率が高い感染症(不正確な表現ではあるが未知の新型感染症)が拡大している状況下での災害医療の研究についても記載すること。	新型コロナウイルス流行時に災害が発生した場合、避難所における感染拡大等の事態も想定されますので、市では避難所運営マニュアルに感染症対策に関する記載を設けているほか、各指定避難所に感染症対策物品を配備しています。 今後も桐生市医師会や桐生厚生総合病院、桐生保健福祉事務所などとの連携を図るなかで、災害時における感染症対策の強化に努めていきたいと考えています。 また、計画への記載はありませんが、災害医療の動向についてもできる限り注視していきたいと考えています。
7	震災対策編・予-26 避難誘導計画等到大規模イベント(祭事や全国から多くの選手等が集まるスポーツ大会開催時等)開催中に大地震が発災した場合の避難誘導や帰宅可能までの避難場所等について検討し記載すること。 旅行者や用務者は帰宅困難者として対応	大規模なイベントの際には市外から相当数の来訪があることも想定されますが、桐生市では現在、そのような来訪者を対象とした特段の一時避難所等を定めておらず市内の避難者と同様に既存の指定避難所等への避難を誘導していくことになっています。帰宅が困難となった市外からの来訪者(児童生徒を含む)に対する一時的

	になるが想定される最大級の地震が発生した場合、公共交通機関の復旧に相当日時かかる可能性もあるため配慮が必要である。また修学旅行や県大会、全国大会等が市内で行われ参加するために訪れた児童生徒に対する対応の研究について記載すること。	な避難施設等の提供その他の対応については、今後その必要性を含め検討していきたいと考えます。
8	風水害・雪害対策編・予-41 震災対策編・予-35 風水害・雪害と大地震、雪害と大地震等、 5年に一度必ず訓練を実施し課題を抽出し検証することを記載すること	桐生市では毎年、地震や風水害等を想定した訓練を複数実施しており、それぞれ訓練実施後に課題の抽出や検証を行うことで、災害対応能力の向上を図っています。ご指摘のような同時多発的に複数の災害が発生することを想定した訓練は実施していないことから、今後の訓練企画の参考にさせていただきなで、適宜見直しを行っていきたいと考えています。
9	風水害・雪害対策編・応-29 震災対策編・応-14 2 本部長の職務代理について 地方自治法 157 条の規定による市長職務代理者と同一にすべきである。 教育長については教育行政部門の対応に当たることとし桐生市長の職務を代理する職員を定める規則を準用し副市長以下の本部長代理を定めること。	災害対策本部長の職務代理については、地方自治法その他関係法令に基づく職務代理のルールを適用することを含めさまざまなかたちが考えられますが、桐生市では、現在、3人の副本部長が①副市長、②教育長、③共創企画部長の順で代行することとしています。 教育長が代表する教育委員会事務局及び共創企画部長が統括する共創企画部においてはそれぞれ他に災害対策本部員が定められており、各職が本部長の職務を代理することになった際に、代わりの本部員を改めて立てる必要のないかたちになっています。このかたちを変更する予定は今のところありませんが、本部運営のあり方については、さまざまな事態を想定するなかで、他の自治体の事例等も研究しながら、適宜見直しを行っていきたいと考えています。